

廃家電製品などの処理を違法な収集業者に頼まないようにしましょう！

家電リサイクル法対象の廃家電製品は、家電リサイクル法に基づいて引き渡してください

- ・家電リサイクル法対象の廃家電製品を廃棄する場合には、以下のとおり引き渡してください。
 - (1) 買い替えの場合
新たな製品を購入する販売店に引き取りを依頼する。
 - (2) 古い製品を処分する場合
家電リサイクル券を購入の上、当該製品を購入した販売店か指定引取場所に搬入する(運搬を依頼する場合は必ず許可業者に依頼する)。

対象品目 エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶及びプラズマ式)、
電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機

無許可業者へは廃家電製品等を引き渡さないでください

- ・家電リサイクル法の対象・非対象に関わらず、事業者が廃家電製品等の廃棄物について処分料金を取って回収するには、廃棄物処理法に基づく許可が必要となりますので、許可を持たない事業者には廃家電製品等を引き渡さないでください。
- ・チラシ等により無料であることを広報し、トラック等に積んだ後に高額な料金を請求されるトラブルが発生していますので御注意ください。

不法投棄は犯罪であり、法律により厳しく罰せられます

- ・ごみをみだりに捨てることは廃棄物処理法により禁止されています。
- ・違反した場合、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金に処され、または併科されます。

無許可業者等を見かけたら通報をお願いします

- ・無許可業者や許可を取得しているか不明な事業者が廃家電製品等を引き取っているところを発見した場合は、下記連絡先に通報してください。

問い合わせ先

福島県相双地方振興局県民環境部環境課

TEL 0244 - 26 - 1237